



# 長崎県公報

## 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| ◎ 規 則   | 所管課（室）名   |
| ○建築士法施行細則の一部を改正する規則                                 | 建 築 課     |
| ◎ 告 示   |           |
| ○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正                          | 県民生活環境課   |
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） | 障 害 福 祉 課 |
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件） | 〃         |
| ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更     | 〃         |
| ・ 道路の供用開始   | 道 路 維 持 課 |
| ◎ 公 告   |           |
| ・ 大規模小売店舗の新設の届出                                     | 経 営 支 援 課 |
| ・ 大規模小売店舗の変更事項届出                                    | 〃         |
| ・ 土地区画整理審議会委員の当選人                                   | 住 宅 課     |
| ・ 落札者等  | 物 品 管 理 室 |
| ◎ 雑 報   |           |
| ・ 一般競争入札の実施   | 長崎県公立大学法人 |

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第82号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| （合格公告及び通知）<br>第29条 知事又は指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>受験番号</u> を公告し、本人に合格した旨を通知するものとする。<br>2 略 | （合格公告及び通知）<br>第29条 知事又は指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>氏名</u> を公告し、本人に合格した旨を通知するものとする。<br>2 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第740号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後                  |                     |                                    |  |                                |                     | 改正前                  |                     |                                    |  |                                |                        |
|----------------------|---------------------|------------------------------------|--|--------------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|--|--------------------------------|------------------------|
| 別表（第2条関係）<br>生活衛生課関係 |                     |                                    |  |                                |                     | 別表（第2条関係）<br>生活衛生課関係 |                     |                                    |  |                                |                        |
|                      | 補助金の名称              | 交付の目的                              | 補助事業の内容、対象経費等  | 補助率又は額                         | 補助対象者               |                      | 補助金の名称              | 交付の目的                              | 補助事業の内容、対象経費等  | 補助率又は額                         | 補助対象者                  |
| 1～4 略                |                     |                                    |  |                                |                     | 1～4 略                |                     |                                    |  |                                |                        |
| 5                    | ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金 | 県内飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化を図る。 | 飲食店のながさきコロナ対策飲食店認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等に要する経費 | 10分の10以内。ただし、1店舗当たり10万円を限度とする。 | 知事が適当と認める飲食業を営む事業者等 | 5                    | ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金 | 県内飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化を図る。 | 飲食店のながさきコロナ対策飲食店認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等に要する経費 | 10分の10以内。ただし、1店舗当たり10万円を限度とする。 | 知事が適当と認める飲食業を営む中小企業業者等 |

長崎県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称                | 所在地                       | 指定年月日     |
|--------------------------|---------------------------|-----------|
| ココカラファイン薬局<br>プラットモール長崎店 | 長崎市川口町12番39号 プラットモール長崎 1F | 令和3年10月1日 |
| グリーン薬局                   | 長崎市家野町8-2                 | 令和3年10月1日 |
| クニマル薬局                   | 新上五島町浦桑郷1360              | 令和3年10月1日 |
| 亀山薬局アリーナ店                | 島原市中安徳町丁4309              | 令和3年11月1日 |

長崎県告示第742号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称    | 所在地                    | 指定年月日     |
|--------------|------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション 結 | 佐世保市松山町1-17            | 令和3年10月1日 |
| 訪問看護事業所それいゆ  | 時津町浦郷273-3 コピーセンタービル1階 | 令和3年11月1日 |
| 花椿訪問看護ステーション | 長崎市矢の平4丁目9-18          | 令和3年11月1日 |

**長崎県告示第743号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称 | 所在地               | 更新年月日     |
|-----------|-------------------|-----------|
| 日見中央病院    | 長崎市芒塚町22番地3       | 令和3年10月1日 |
| 中島川クリニック  | 長崎市築町4-15鈴文ビル5F   | 令和3年11月1日 |
| 医療法人 浦口医院 | 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷163番地 | 令和3年11月1日 |
| 美南の丘クリニック | 諫早市小川町595-1       | 令和3年11月1日 |

**長崎県告示第744号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称    | 所在地               | 更新年月日     |
|--------------|-------------------|-----------|
| フレンド薬局       | 長崎市滑石6丁目3番72号     | 令和3年10月1日 |
| はまさき薬局       | 長崎市伊勢町4-10 江口ビル1F | 令和3年10月1日 |
| なかぐみ薬局       | 川棚町中組郷1489-6      | 令和3年10月1日 |
| くるみ薬局        | 時津町日並郷1393-1      | 令和3年10月1日 |
| アイン薬局 愛野店    | 雲仙市愛野町甲3848-10    | 令和3年11月1日 |
| アイン薬局 長崎中央店  | 長崎市東山手町1番11号      | 令和3年11月1日 |
| アイン薬局 田上店    | 長崎市田上3丁目4番3号1階    | 令和3年11月1日 |
| アイン薬局 田上二丁目店 | 長崎市田上2丁目10番29号    | 令和3年11月1日 |

|          |            |           |
|----------|------------|-----------|
| とみなが調剤薬局 | 佐世保市宮崎町1-3 | 令和3年11月1日 |
|----------|------------|-----------|

**長崎県告示第745号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 指定医療機関の名称          | 所在地        | 更新年月日     |
|--------------------|------------|-----------|
| アシスト訪問看護リハビリステーション | 長崎市宿町729-1 | 令和3年10月1日 |

**長崎県告示第746号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

|   | 指定医療機関の名称          | 所在地                      | 変更年月日     |
|---|--------------------|--------------------------|-----------|
| 新 | センター調剤薬局           | 変更なし                     | 令和3年10月1日 |
| 旧 | フジヤ薬品合名会社 センター調剤薬局 | 佐世保市松浦町5-11              |           |
| 新 | フジヤ薬局駅前店           | 変更なし                     | 令和3年10月1日 |
| 旧 | フジヤ薬品合名会社 フジヤ薬局駅前店 | 佐世保市白南風町1-13JR九州佐世保ビル102 |           |

**長崎県告示第747号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名    | 供用開始の区間  | 供用開始年月日   |
|---------------|--|-----------|
| 一般県道<br>岩瀬浦港線 | 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字浦小路435番1地先から<br>南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷字大首山下544番62地先まで | 令和3年11月9日 |

**告 示****大規模小売店舗の新設の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大

規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス上五島店  
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字永田505番3 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年6月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,329平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数  
駐車場No. 1 35台  
駐車場No. 2 15台 合計50台
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北東側 10台
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 27平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北西側 9.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時00分から午後10時00分
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地北東側及び隔地駐車場東側 2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分

## 2 届出年月日

令和3年10月1日

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、新上五島町観光商工課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大

規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウステンボス

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 外62筆

##### (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

外 52店

(変更後) ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦

長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1

外 44店

##### (4) 変更の年月日

令和2年12月18日 外

#### 2 届出年月日

令和3年9月29日

#### 3 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

##### (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

#### 土地区画整理審議会委員の当選人（公告）

長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員選挙の当選人を下記のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

記

#### 1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

| 氏名    | 住所                 |
|-------|--------------------|
| 森内 直樹 | 西彼杵郡長与町高田郷1番地      |
| 山崎 英雄 | 西彼杵郡長与町高田郷2223番地1  |
| 永山 京子 | 長崎市岩川町4番4号         |
| 柿田 和男 | 西彼杵郡長与町高田郷6番地2     |
| 中村 一字 | 西彼杵郡長与町本川内郷2459番地1 |

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 坪田 伸生 | 西彼杵郡長与町高田郷2098番地19 |
| 森 泰三  | 西彼杵郡長与町高田郷2144番地   |

## 2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

| 氏名     | 住所                    |
|--------|-----------------------|
| 道ノ尾自治会 | 西彼杵郡長与町高田郷139番地3 402号 |

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年11月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 物品名及び数量

- ① 3入札第101号 電子計算機ネットワークシステム (PGM (40+2)) 1組  
② 3入札第102号 電子計算機ネットワークシステム (PGM (40+1)) 1組

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

## 3 調達方法

購入

## 4 契約方法

一般競争入札

## 5 落札決定日

令和3年10月29日

## 6 落札者

- ① 長崎市万才町3-5  
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン（株）長崎支社 長崎支社長 秋山 富也  
② 福岡市中央区大名2-9-27  
（株）内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄

## 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）

- ① 10,018,360円  
② 9,671,420円

## 8 入札公告日

令和3年9月14日

## 9 落札方式

最低価格

**雑 報****一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年11月9日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量  
長崎県立大学シーボルト校情報セキュリティ演習室ファイヤーウォール及び保守一式  
(2) 調達物品の特質等  
詳細は入札説明書による。  
(3) 納入期限

令和3年12月24日（金）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から13の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から13の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ・ 前2カ年の損益状況
- ・ 従業員数
- ・ 前2カ年の純資産の状況
- ・ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）
- ・ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

- ・ 誓約書
- ・ 委任状
- ・ 営業概要書
- ・ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)  
(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）



- (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
  - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
  - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - ・ 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - ・ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - ・ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - ・ 印鑑届（様式第2号）
  - ・ 口座振替申込書（様式第3号）
- ※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨  
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1  
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ  
（電話）095-813-5500  
（提出期限）令和3年11月15日（月）17時00分
- 5 資格審査結果の通知  
審査の結果については、以下の提出期限の日から13の入札期日までの間に文書で通知する。
- 6 資格審査の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 7 資格審査申請事項の変更  
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者
  - (4) 資本金（法人の場合）
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 委任事項
  - (7) 金融機関取引口座
  - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等  
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する
- 9 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等  
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1  
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ  
（電話）095-813-5500
- 10 契約条項を示す場所  
9の部局とする。
- 11 入札説明書の交付期間及び場所  
（期間）この公告の日から令和3年11月12日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）  
（場所）9の部局とする。  
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、9の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）  
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

- 12 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 入札・開札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県立大学シーボルト校東棟1階 E110講義室  
(期日) 令和3年11月19日(金) 14時00分開始  
入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に9の部局に確認すること。
- 14 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
徴収しない。  
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 15 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、13の入札当日に委任状を提出すること。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 16 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 17 落札者の決定方法
  - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。  
(2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥